



松井特許事務所
S. MATSUI & ASSOCIATES

ホーム
サイトマップ
English

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
お問い合わせフォーム

事務所のご案内	初めての方へ (特許制度のご案内)	料金のご案内	特許トピックス	お問い合わせ
---------	----------------------	--------	---------	--------

ホーム > [初めての方へ \(特許制度のご案内\)](#) > 商標出願

初めての方へ
(特許制度のご案内)

商標出願

特許出願案内
実用新案登録出願案内
意匠出願
商標出願
外国出願

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するために、商品や役務（サービス）につけられるネーミングやマークのことを言い、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はそれらの結合商標など色々なタイプの商標があります。

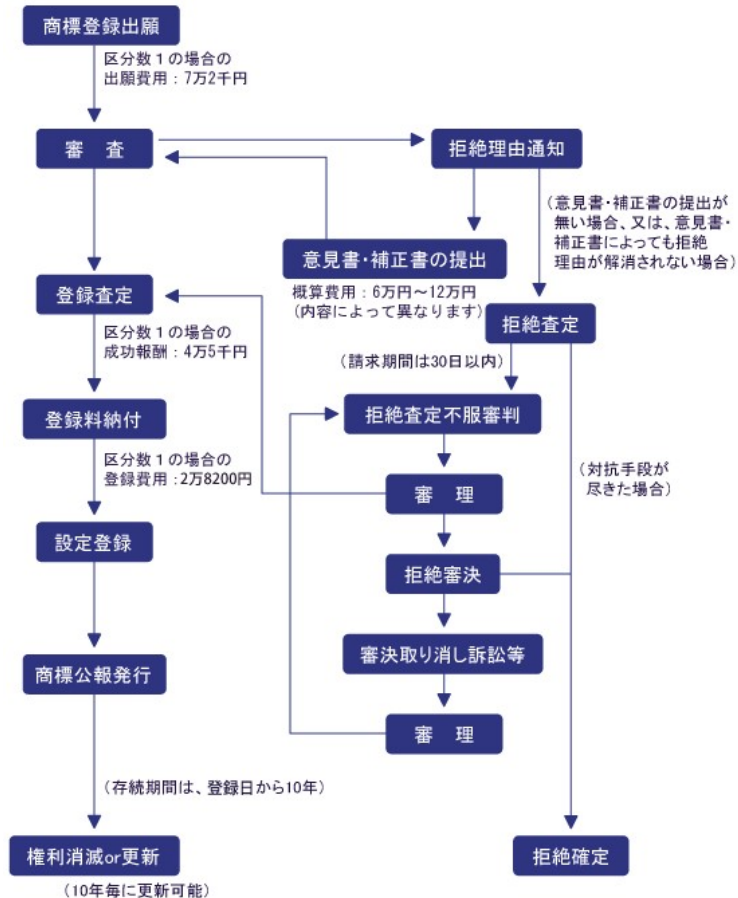
商標権は、マークと、そのマークを使用する商品・サービスの組合せで一つの権利となっています。商標登録出願を行う際には、「商標登録を受けようとする商標」とともに、その商標を使用する「商品」又は「サービス」を指定し、その商品や役務が属する区分（類）を商標登録願に記載することになります。「区分」とは、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類まであります。

また、商品のネーミングを考えたら、候補となる名前が商標登録可能かどうかを調査することが必要です。商標調査は、候補となる名前を使用した場合に、既に登録されている商標権の侵害とならないかどうかを判断するのにも役立ちます。

商標登録出願がなされると、特許庁では、出願された商標が登録することができるものかどうかを審査します。

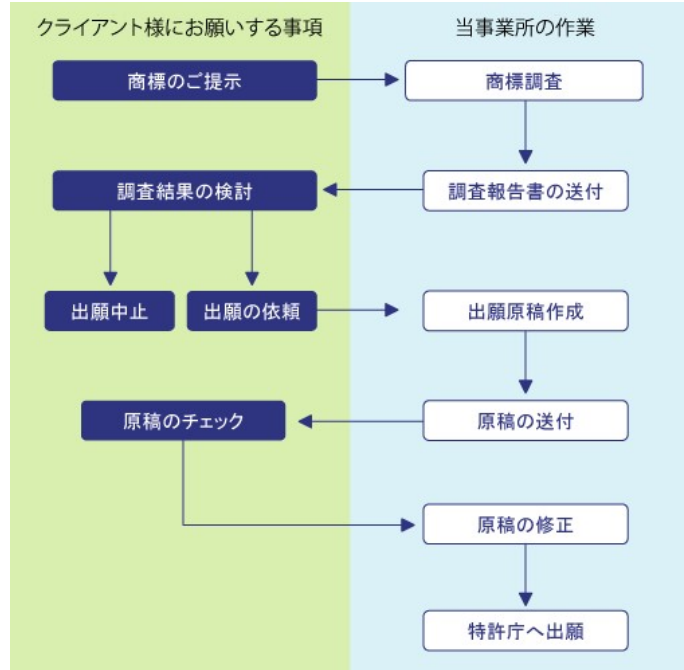
審査を経て登録査定を受けた商標は、登録料を納付する事で権利化できます。権利化後は、10年（もしくは5年）毎に更新料を支払う事で、商標権を維持する事ができます。

出願から登録までの流れ



※商標出願における各手続きの費用については、[料金表](#)をご参照下さい。

商標出願までの基本的な流れ



お気軽にお電話又はメールにてお問い合わせください。

お電話からのお問い合わせ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">03-6770-2124</div>	インターネットからのお問い合わせ <div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold;">✉ お問い合わせフォーム</div>
--	--

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[English](#)

[事務所のご案内](#)
[事務所概要](#)
[事業内容](#)
[スタッフ紹介](#)
[アクセス](#)
[各種フォーマット](#)
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)
[特許出願](#)
[実用新案出願](#)
[意匠出願](#)
[商標出願](#)
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.